

介護保険法第 78 条の 2 に基づく 地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型サービス事業者の指定に当たって、ご意見をお聞かせください。

○申請のあったサービスについて

地域密着型サービス種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
指定予定年月日	令和 5 年 8 月 1 日

＜定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは＞

定期巡回、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うサービスです。

指定に係る基準については、提出書類にて確認し、問題ないことを確認しています。詳細は P6 をご確認ください。

また、以下については、次のページをご確認ください。

- ・事業所の概要について：P2
- ・事業所周辺地図：P4
- ・平面図：P5

○事業所の概要について

申請者	フリガナ	カブシキガイシャスピナー		
	名称	株式会社 SpinNer		
	事務所の所在地	(郵便番号 3 6 5 — 0 0 7 8) 鴻巣市加美 3 丁目 1 番地 8 号		
	代表者の職名・氏名	職名：代表取締役 氏名：長島 義明		
	当該法人が運営する他のサービス事業所	居宅介護支援：居宅介護支援事業所あんど 訪問介護・訪問型サービス：訪問介護事業所あんど		
事業所	フリガナ	テイキジュンカイズイジタイオウガタハウモンカイゴカンゴアンド		
	名 称	定期巡回・随時対応型訪問介護看護あんど		
	所在地	(郵便番号 3 6 4 — 0 0 3 1) 北本市中央 3 丁目 7 9 番地 1		
管理者	氏 名	長島 義明	【資格】介護福祉士	
	事業所内の従業者との兼務の有無	(有)・無	(職種：オペレーター)	
	他事業所の従業者との兼務の有無	(有)・無	事業所の名称	訪問介護事業所あんど
			兼務する職種及び勤務時間等	管理者 8：30～17：30
連携する訪問看護事業所		名称	埼玉県央訪問看護ステーション	
		住所	(郵便番号 3 6 3 — 0 0 0 8) 桶川市大字坂田 1 7 2 6	
		名称	訪問看護ふくしのまち鴻巣	
		住所	(郵便番号 3 6 5 — 0 0 4 4) 鴻巣市滝馬室 9 2 3 — 2	
		名称	あいず訪問看護ステーション上尾中央	
		住所	(郵便番号 3 6 2 — 0 0 3 7) 上尾市上町 1 丁目 1 6 — 2 — 2 階	

従業者の職種・員数			訪問介護員等				オペレーター		うち計画作成 責任者		看護職員	
			定期巡回 サービス		随時訪問 サービス							
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）				5		5		6		1		
非常勤（人）				1		1						1

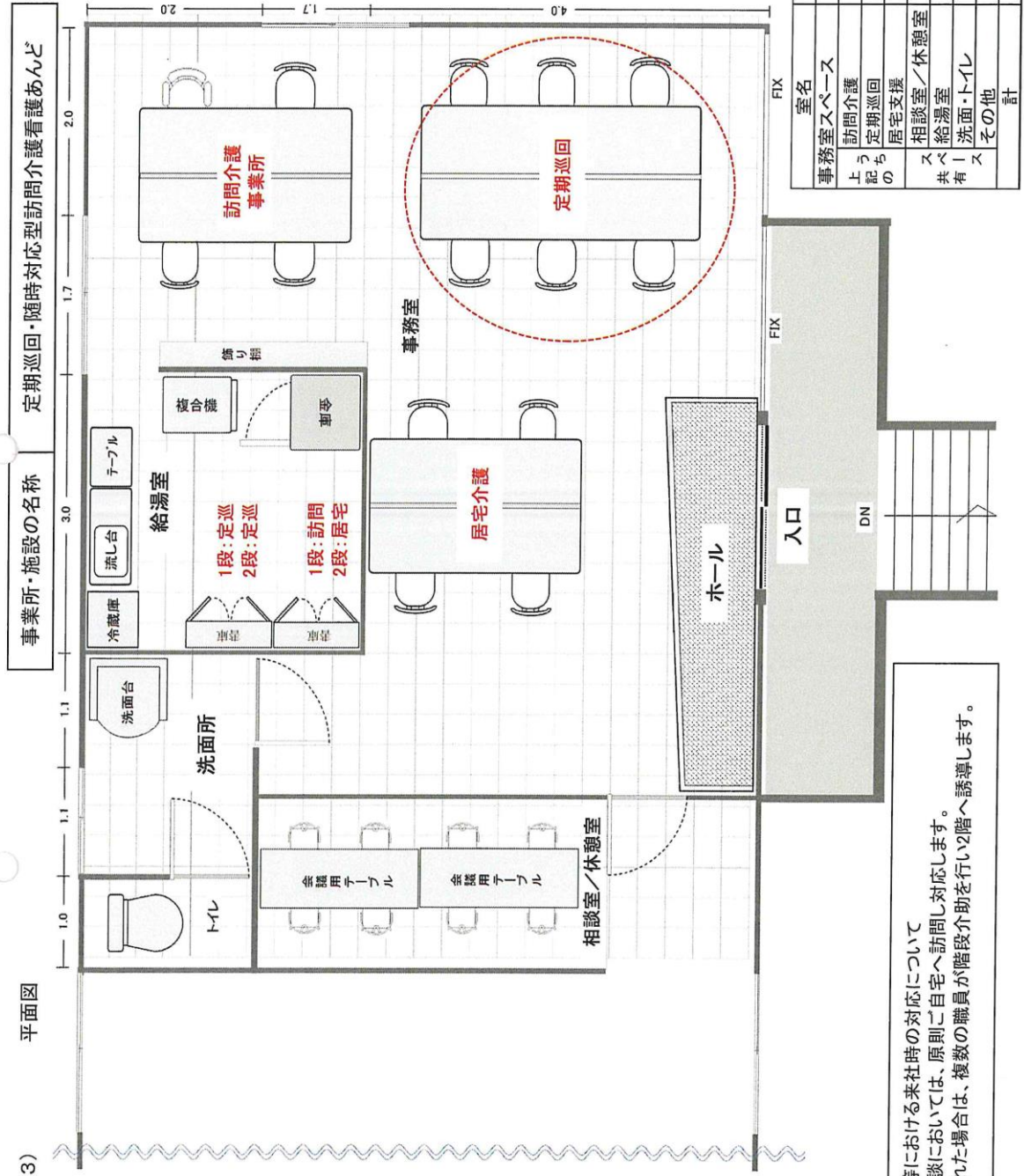
主な 掲 示 事 項	営業日	月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く） ※オペレーター業務及び本事業における利用者宅への訪問業務においては 365日24時間の対応とし、利用者の状況等を適切に把握した中で当該 業務が実施できる体制をとるものとする。	
	営業時間	8時30分～17時30分	
	利用料	法定代理受領分	介護報酬告示上の額の1割～3割
		法定代理受領分以外	介護報酬告示上の額
	通常の事業実施地域	北本市	

○事業所周辺地図



(参考様式3)

平面図



指定に係る基準適合一覧

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年3月14日 厚生労働省令第34号)(以下「平18厚労令
34」といいます。)

1. 人員に関する基準

職種	基準の概要	根拠法令	適否	当該事業所
オペレーター	○サービス提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上のオペレーターを配置。 ○看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならない。 ○オペレーターの1人以上は常勤。 ○専従 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のほかの職務、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定訪問看護事業所の職務又は利用者以外からの通報を受け付ける業務に従事可。	平18厚 労令34 第3条の 4	適	オペレーター 常勤兼務 6名 運営規程、勤務体制一覧表確認 資格証確認
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	○交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上の配置。	平18厚 労令34 第3条の 4	適	常勤兼務 5名 非常勤兼務 1名 運営規程、勤務体制一覧表確認
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	○提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上の配置 ○専従 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又	平18厚 労令34 第3条の 4	適	常勤兼務 5名 非常勤兼務 1名 運営規程、勤務体制一覧表確認

	は同一施設内にある指定訪問介護事業所の職務に従事可。オペレーターが当該業務に従事することも可。			
計画作成担当者	○従業者であって、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であるもののうち1人を計画作成担当者とする。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 4	適	オペレーター兼務の介護福祉士が計画作成担当者として配置 勤務体制一覧表、 資格証確認
管理者	○常勤専従 ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事可	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 5	適	常勤兼務 (当該事業所オペレーター、同一敷地内にある訪問介護事業所管理者と兼務)

2. 設備・備品等に関する基準

設備	基準の概要	根拠省令	適否	当該事業所
専用区画	○事業の運営を行うために必要な広さ (利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース)を有する専用の区画を設ける	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 6	適	平面図、実地確認
設備及び備品	○手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備 ○利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ○随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ※必要に応じてオペレーターに携帯させる。 ○利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し通信のための端末機器を配布しなければならない。		適	設備一覧、実地確認

3. 運営に関する主な基準

基準の概要		根拠条文	適否	当該事業所
基本方針	定期的な巡回または随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 2	適	運営規程確認
内容及び手続の説明及び同意	○サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得る。 ○指定訪問看護事業所との連携の内容や委託業務の内容等について十分な説明を行わなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 7	適	運営規程・重要事項説明書等確認
利用料等の受領	法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならない。 このほか、交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 19	適	運営規程・重要事項説明書等確認

緊急時の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師等の必要な措置を講じなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 27	適	運営規程・重要事項説明書等確認
運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5)通常の事業の実施地域 (6)緊急時における対応方法 (7)合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 (8)虐待防止のための措置に関する事項 (9)その他の運営に関する重要事項	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 29	適	運営規程確認
勤務体制の確保等	○利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めること。 ○職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 30	適	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表、運営規程、就業規則等確認
秘密保持等	従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じること。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 33	適	運営規程、個人情報使用同意書確認

苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 36	適	運営規程、苦情に対する措置の概要等を確認
地域との連携等	サービスの提供に当たっては、介護・医療連携推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、本会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、本会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 37	適	運営規程、介護・医療連携推進会議構成員一覧表確認
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行わなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 38	適	運営規程確認 損害賠償保険加入
指定訪問看護事業者との連携	○連携する指定訪問看護事業者（以下ことの契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。 (1) 第三条の二十四第三項に規定するアセスメント (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 (3) 第三条の三十七第一項に規定する介護・医療連携推進会議への参加 (4) その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言	平 18 厚 労令 34 第 3 条の 42	適	連携する訪問看護事業所一覧、契約書確認

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
- ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
- または
- ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
- のうち、いずれかをいう。

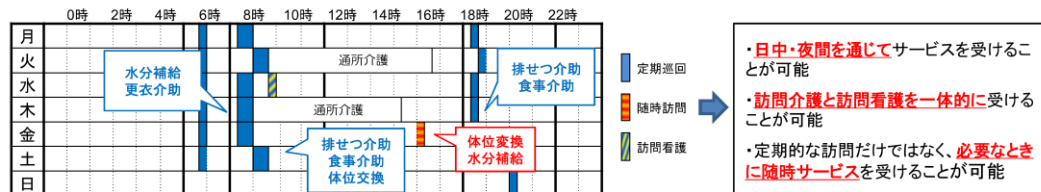
経緯

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（平成24年4月）。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>



1

厚生労働省「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要」より